

	<h2>区職員の懲戒処分について</h2>
と き	12月7日（水）発表
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。	

### 【公表内容】

#### 1 公務外における交通事故

##### (1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

都市農業担当部 主事 26歳 男性 戒告

##### (2) 概要

令和3年10月23日、当該職員が自動二輪車を運転中、信号のない交差点を右折するために一時停止をしたところ、直進してきた対向車から道路を譲られたため、当該職員は右折を開始した。その際、停止した対向車の脇から進行してきた自動二輪車と衝突した。この事故により、相手方（当時66歳・男性）に約10か月の治療を要する右鎖骨骨折等の傷害を負わせた。

このことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

#### 2 処分年月日

令和4年12月5日

### 【問い合わせ】

練馬区 職員課 人事係 電話 03-5984-5782